

日光市建築物耐震改修促進計画(計画期間延長)

令和 7 年12月

日 光 市

1. 計画の目的等について

当市では、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。)、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「国の方針」という。)並びに栃木県建築物耐震改修促進計画(以下「県計画」という。)に基づき、平成20年2月に日光市建築物耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)を策定し、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んでおります。

2. 日光市建築物耐震改修促進計画の計画期間延長について

国の方針では、令和7年までに耐震性が不十分な住宅及び多数の者が利用する特定建築物について、概ね解消することを目標としていました。しかし、東日本大震災の発生や、首都直下型地震及び南海トラフ地震等の発生の切迫性などによる現状と、当市を含む全国で耐震化率の伸び悩みがあることから、耐震化の目標期間が延長されました。

このため、国の方針や県計画と整合を図り、本計画の計画期間を令和12(2030)年度まで延長いたします。(延長期間中は本計画の第4期計画として取り扱います。)

	令和7年度耐震化率 (推計値)	現計画(令和7年度) 耐震化率の目標		令和12年度 耐震化率の目標
住宅	87%	95%	➡	96%
防災上重要な市公共建築物及び要緊急安全確認大規模建築物	92%	おおむね解消	➡	おおむね解消

3. 耐震化率を図るための施策

現行計画の各施策を継続して実施します。また、新たに緊急輸送道路沿道建築物の耐震化について県計画と連携して耐震化の推進を図ります。そのほか、耐震アドバイザー制度を見直し、耐震化に不安のある住宅所有者が、容易に本制度を活用して相談を受けることができる取組を実施します。

4. 計画期間延長による効果

本計画を継続することにより耐震化率向上を目指し、地震に強いまちづくりの実現を図ります。

国の方針及び県計画と連携した施策に継続して取り組むことにより、耐震化率向上を図ります。